

体力づくり指導者活動方針

(目 的)

第1 この指針は健康管理要領（例）第18第2項の規定に基づく活動指針とする。

（体力づくり指導者の要請及び再教育）

第2 健康管理責任者（以下責任者という。）は講習受講により体力づくり指導者の要請及び体力づくり指導者の再教育を実施しなければならない。

（体力づくり指導者の任務）

第3 体力づくり指導者は責任者の指示を受け次の業務を行うものとする。

- （1）休憩時間の活用・余暇対策・職場スポーツ・レクリエーション等の諸施策の活発な展開への指導及び助言。
- （2）職場体操の指導と徹底
- （3）体力測定の実施
- （4）その他キーパンチャー等上肢作業者の体力づくりに係る諸施策の展開
- （5）年間体力づくり行事の企画・立案